

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇選管告示

鳥取県議会議員一般選挙の実施

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員一般選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額

鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員一般選挙における投票及び開票の順序

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙鳥取市 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙米子市 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙倉吉市 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙境港市 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙岩美郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙八頭郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙気高郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙東伯郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙西伯郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

◇鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出
一般選挙日野郡 のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超える
選挙区選挙長告 とき等のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二年法律第七十六号）第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による選挙を平成三年四月七日に行うので、同法第二条第三号の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	九人
米子市	九人
倉吉市	三人
境港市	二人
岩美郡	二人

八頭郡	四人
気高郡	二人
東伯郡	四人
西伯郡	三人
日野郡	二人

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号
 平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙長は、
 次の場所においてその事務を行う。

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
鳥取市	鳥取市湯所町二丁目四三六一一	岸本 務	八頭郡河原町釜ノ口六二二	九鬼 利次
米子市	米子市富士見町二丁目一六二	多羅尾順藏	米子市和田町一六七	角 敬明
倉吉市	倉吉市山根二四三	村尾 勲	倉吉市志津六〇九	谷本 勉
境港市	境港市松ヶ枝町三七	荒木 信平	境港市元町八一二	安倍 洋一
岩美郡	鳥取市栗谷町六一三	伊藤 貞博	鳥取市叶一丁目七一	安木喜純夫
八頭郡	倉吉市大原二五四	倉繁 博信	鳥取市南町六一三	田中 則雄
気高郡	鳥取市美萩野一丁目二二	畑本 克巳	八頭郡河原町徳吉五四一	東田 力松
東伯郡	米子市西福原一六二一一二六	坂口 芳夫	東伯郡東郷町松崎三八五	小原 堅治
西伯郡	米子市河崎三三三五一四四五	西川千久馬	米子市旗ヶ崎九丁目一七一五	永見 宝夫
日野郡	米子市東福原三六三一一一	野口 欣悦	西伯郡江府町江尾二〇三〇	藤堂 裕基

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町一六	鳥取市役所
米子市	米子市加茂町一丁目一	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二二	倉吉市役所
境港市	境港市上道町三〇〇〇	境港市役所
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇	鳥取県庁
八頭郡	鳥取市東町一丁目三二〇	鳥取県庁
気高郡	鳥取市東町一丁目三二〇	鳥取県庁
東伯郡	倉吉市東巖城町二	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市樺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所
日野郡	米子市樺町一丁目一六〇	鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

裏
折目

氏名 候補者 候補	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 〇注 意 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
-----------------	---

表
折目

平成三年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
-------------------------	-----------------------------

備
考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

裏

表

平成三年執行 鳥取県議会議員一般選挙投票	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
-------------------------	-----------------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選挙区	場 所	日 時
鳥取市	鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所	平成三年四月十日 午後一時
米子市	米子市加茂町一丁目一 米子市役所	平成三年四月十日 午後一時
倉吉市	倉吉市桑町七三二 倉吉市役所	平成三年四月十日 午後一時

境港市	境港市上道町三〇〇〇 境港市役所	平成三年四月十日 午後一時
岩美郡	鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後一時
八頭郡	鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後一時三十分
気高郡	鳥取市東町二丁目二〇 鳥取県庁	平成三年四月十日 午後二時
東伯郡	倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所	平成三年四月十日 午後一時
西伯郡	米子市糺町二丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所	平成三年四月十日 午後一時
日野郡	米子市糺町二丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所	平成三年四月十日 午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

選 挙 区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥 取 市	二、八八〇、三〇〇円
米 子 市	二、八五四、二〇〇円
倉 吉 市	二、九五〇、六〇〇円
境 港 市	三、〇一五、九〇〇円
岩 美 郡	二、八二三、九〇〇円
八 頭 郡	二、八四二、九〇〇円
気 高 郡	二、七六一、八〇〇円
東 伯 郡	二、九七五、四〇〇円
西 伯 郡	二、九八七、一〇〇円
日 野 郡	二、七九六、三〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成三年四月七日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に進行鳥取県議会議員一般選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十二条の規定に

より、次のとおり定める。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 投票の順序

1 鳥取県知事選挙の投票

2 鳥取県議会議員一般選挙の投票

二 開票の順序

1 鳥取県知事選挙の開票

2 鳥取県議会議員一般選挙の開票

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

平成三年三月二十八日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、二一三
 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五三、五三九
 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三四、一三五
 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、六〇〇
 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、七五五
 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、三五八
 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八四八
 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、一九二
 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇三七
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、六五六
 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、四七三
 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、四八七

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙鳥取市選挙区選挙長 岸 本 務

一 場所 鳥取市尚徳町一六一 鳥取市役所
 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙米子市選挙区選挙長 多羅尾 順 藏

一 場所 米子市加茂町一丁目一 米子市役所
 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙倉吉市選挙区選挙長 村 尾 勲

- 一 場所 倉吉市葵町七二二 倉吉市役所
- 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党そ

他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙境港市選挙区選挙長 荒 木 信 平

- 一 場所 境港市上道町三〇〇〇 境港市役所
- 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙岩美郡選挙区選挙長 伊 藤 貞 博

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙八頭郡選挙区選挙長 倉 繁 博 信

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙気高郡選挙区選挙長 畑 本 克 巳

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
 二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙東伯郡選挙区選挙長 坂 口 芳 夫

一 場所 倉吉市東巖城町二 鳥取県中部総合事務所

二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙西伯郡選挙区選挙長 西 川 千 久 馬

一 場所 米子市柁町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所

二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

平成三年四月七日執行の鳥取県議会議員一般選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県議会議員一般選挙日野郡選挙区選挙長 野 口 欣 悦

一 場所 米子市柁町一丁目一六〇 鳥取県西部総合事務所

二 日時 平成三年四月四日 午後五時十分